

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 43 号

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条中「本市が経営する医療機関又は」を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(消防局総務部庶務課)